

平成17年度 政策レビュー結果（評価書）

国土交通行政におけるテロ対策の総合点検

平成18年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	国土交通行政におけるテロ対策の総合点検	担当課 (担当課長名)	全部局等 取りまとめ 危機管理室 政策調整官 内田傑
評価の目的、 必要性	<p>テロが発生すれば人的、経済的、社会的な影響は大きいものであるため、テロが発生した場合、その被害を最小に留めるための体制の整備を講じてきているところであるが、テロ対策においてはテロの発生そのものを未然に防ぐことも重要である。</p> <p>これを踏まえ、本レビューにおいては、「事件発生時の対応措置」とともに「テロ未然防止を目的とするテロ対策」について総合的に点検し、今後の対策に反映させることを目的とする。</p>		
対象政策	<p>「国土交通省における主なテロ対策」としてホームページで公表している全般的なテロ対策及び航空、鉄道、自動車、海上関係、道路、河川、国営公園、登録ホテル・旅館等の国土交通省が所管する分野のテロ対策及び平成17年度に新たに実施することとなったテロ対策を対象政策とする。</p>		
政策の目的	<p>陸・海・空の交通機関や空港、港湾、ダム等の重要施設は日々の国民生活や経済活動を支える重要な基盤であり、これらの安全確保は国土交通省の重要な任務である。公共交通機関や重要施設等における警戒警備の強化等テロ対策を実施し、テロが起らない状況を維持する。</p>		
評価の視点	<p>平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、わが国においてテロ事件は発生していない。このため、現在行われているテロ対策が有効であったといえるが、将来的にも有効であることを保証するものではなく、テロ対策の有効性を検証する手段が無いことから、テロ対策の有効性については本政策レビューの議論の対象とはしない。</p> <p>テロ対策はテロが起らない状況を維持することが目的であり、効果が定量的に計れず、費用対効果という観点から評価をすることができない。また、テロは、ひとたび発生すれば人的、経済的、社会的な影響は大きいものであることから、徐々にテロ対策を緩和していくことで費用を縮減することを目指す性質の施策では無く、効率性という観点でみることに限界がある。</p> <p>よって、テロ対策の評価は、「有効性」、「効率性」の観点からみることには限界があり、「必要性」の観点から評価を行う。</p>		
評価手法	<p>現在行われている国土交通省のテロ対策について、「必要性」の観点から総合的に点検を行い、今後のテロ対策の方向性について検討する。また、有識者の意見を評価に加える。</p> <p>また、評価を行うにあたっては、各局等の協力を得つつ危機管理室において取りまとめを行った。</p>		
評価結果	<p>アメリカ同時多発テロ事件を踏まえ航空の保安レベルの強化を図ったことや、ロンドン同時爆発テロ事件を踏まえ鉄道において新たに「『見せる警備・利用者の参加』を軸とした新たな鉄道テロ対策」を実施し、テロの未然防止をより強く打ち出すなど、我が国におけるテロ対策は、外国におけるテロや国内における事件を契機として、そのようなテロや事件を防止する観点から取り入れられた未然防止対策であり、今後も同様の手口のテロや事件を未然防止するため、これらのテロ対策は必要である。また、実際にテロが起こった際には、迅速な対応を取ることが必要であることから、そうし</p>		

	<p>た体制を整備することは必要である。</p> <p>また、定期的なテロ対策の徹底や点検を行うことで、こうしたテロ対策が的確に行われていることを確認したり、定期的に連絡訓練を行うことで、連絡体制の確保を図り緊急時の迅速な対応を確保したりすることにより、テロ対策を確実に実施している。</p> <p>さらに、日本のみならず世界においてもテロへの脅威が高まる中で、IMO、ICAO等の国際的な枠組みの中で世界各国と連携したり、平成18年1月に国土交通省が主催となり国際交通セキュリティ大臣会合を開催している。</p> <p>国土交通省では、こうしたテロ対策を実施してきたが、平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降わが国においてテロ事件は発生しておらず、一定の効果があったと評価できる。</p> <p>しかしながら海外においては様々な手段を用いた大規模なテロ事件が続発しており、また日本をテロの標的にするとの声明もあり、国内においてもテロ事件の発生が懸念されている。このため、今後も引き続き、以下に記述する今後の方向性を踏まえ、テロ対策を適切に実施していくことが必要である。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>○不断の見直し</p> <p>海外におけるテロ事件を踏まえ、わが国においても同様のテロを未然に防止できるよう可能な対策から実施している。今後も海外で発生したテロ事件と同様の事件が国内で発生する場合を想定するとともに、発生すれば経済的な損失が極めて大きいテロなど、様々な場合を想定するなどして、既に実施しているテロ対策も新たな目で適宜適切に見直すとともに、新たな対策について検討していくことが重要である。</p> <p>○継続的な実施</p> <p>海外においてはテロが続発しており、わが国においてもテロの脅威のレベルは依然として高いことから、テロ対策は一時的なものではなく継続的に実施することが重要である。</p> <p>このため、継続的な実施に当たっては、創意工夫による見直しや技術開発の成果を取り入れることが必要である。</p> <p>○国際的な連携、国内における省庁間の連携</p> <p>航空、船舶については国外にもネットワークが広がっていることから、各国の国際空港、国際港湾を含め国際社会全体でレベルを高めることが重要であり、国際標準に従った対策とすることが必要である。</p> <p>また、国内・水際においても、国土交通省単独でのテロ対策には限界があり、警察庁、法務省（入国管理）、財務省（税関）など取締機関との連携が重要である。</p> <p>○官民の連携、国民の協力</p> <p>交通機関のテロ対策は民間事業者が担う部分が大きく、適切で効果的なテロ対策を実施するため、民間との連携が重要である。また、不審者、不審物の発見など国民の協力が得られるよう、国民一人一人のテロに対する認識を高め、協力が得られやすい環境を整備することが重要である。</p> <p>○テロ対策の徹底、点検の実施</p> <p>テロ対策の徹底の指示及び点検の実施は、適切にテロ対策を実施しているか確認するばかりでなく、長期間にわたるテロ対策の実施がややもすれば緊張感を欠き、形式上、対策を実施しているだけの状態に陥ることを防ぐ意味でも効果的である。</p>

	<p>○訓練の実施</p> <p>事件の発生に備え、いつ、いかなる場合においても対応できるように、普段より様々な状況を想定した訓練を実施することが重要である。また、訓練は繰り返し実施することが重要である。</p>
第三者の知見活用	<ul style="list-style-type: none"> ・本政策レビューをまとめるに当たっては、以下の有識者の方々に意見聴取し、その知見を活用した。 <ul style="list-style-type: none"> 志方 俊之 先生 （帝京大学法学部教授） 杉田 和博 先生 （東京電力顧問） ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
実施時期	平成16年度～平成17年度

《 目次 》

第1章 プログラム評価について

1. プログラム評価の必要性	1
2. 評価の目的、評価対象のテロ対策及び評価手法	
2-1. 評価の目的	1
2-2. 評価対象のテロ対策	1
2-3. 評価手法	2
3. 評価の実施体制	2
4. 第3者の知見活用	3

第2章 近年のテロの現状と国土交通省における対応

1. アメリカ同時多発テロ事件（平成13年9月）	
1-1. 事件の概要	4
1-2. アメリカの対応	4
1-3. 国土交通省の対応	5
1-4. アメリカによるアフガニスタン空爆と国土交通省の対応	5
2. スペイン・マドリード列車爆破事件（平成16年3月）	
2-1. 事件の概要	7
2-2. スペインの対応	7
2-3. 国土交通省の対応	7
3. ロンドン同時爆発テロ事件（平成17年7月）	
3-1. 事件の概要	8
3-2. イギリスの対応	8
3-3. 国土交通省の対応	8

第3章 国土交通省におけるテロ対策

1. 全般	
1-1. 国土交通省テロ対策チームによる連携の強化	10
1-2. 連絡体制の整備及び訓練の実施	10
1-3. 重要施設の管理者、公共交通機関の事業者等に対する総点検	10
1-4. 関係省庁との連携強化・迅速な情報の共有化	11
1-5. 国際的な連携・協力	11
2. 航空分野	
2-1. 背景	14

2-2. テロ対策の内容	14
2-3. 評価及び課題	16
3. 鉄道分野	
3-1. 背景	18
3-2. テロ対策の内容	18
3-3. 評価及び課題	20
4. 自動車分野	
4-1. 背景	21
4-2. テロ対策の内容	21
4-3. 評価及び課題	22
5. 海上関係（SOLAS条約に基づくテロ対策）	
5-1. 背景	23
5-2. テロ対策の内容	23
5-3. 評価及び課題	26
6. 海上関係（その他のテロ対策）	
6-1. 背景	27
6-2. テロ対策の内容	27
6-3. 評価及び課題	29
7. 河川関係、道路、国営公園、工事現場	
7-1. 背景	30
7-2. テロ対策の内容	30
7-3. 評価及び課題	31
8. ホテル・旅館・旅行業関係	
8-1. 背景	32
8-2. テロ対策の内容	32
8-3. 評価及び課題	33
第4章 テロ対策の評価と今後の方向性	
4-1. 国土交通行政におけるテロ対策の総合点検の結果	34
4-2. テロ対策の今後の方向性	34
参考 第三者の知見の活用について	36

第1章 プログラム評価について

1. プログラム評価の必要性

平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件、平成16年3月のスペイン・マドリードでの列車爆破テロ事件、平成17年7月のロンドン同時爆破テロ事件など、公共交通機関等を標的とするテロ事件が世界で相次いでいる。また、アルカイダの標的として日本があげられるなど、引き続きテロへの警戒を続ける必要がある。陸・海・空の交通機関やダム、道路、空港、港湾等の重要施設は日々の国民生活や経済活動を支える重要な基盤であり、これらの安全確保は国土交通省の重要な任務となっている。このような状況を受け、国土交通省では、公共交通機関や重要施設等における警戒警備の強化等テロ対策を実施し、これらの安全確保に全力を挙げて取り組んでいるところである。

政策チェックアップにおいて、「航空機に対するハイジャック・テロの発生件数」、「海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数」の目標値を0件としており、これまで目標を達成してきたところであるが、今後も陸・海・空の交通機関やダム、道路、空港、港湾等の重要施設へのテロが起こらない状況を維持するため、現在実施しているテロ対策を総合的に点検、レビューし、今後のテロ対策の推進について検討するものである。

2. 評価の目的、評価対象の対策及び評価手法

2-1. 評価の目的

テロが発生すれば人的、経済的、社会的な影響は大きいものであるため、テロが発生した場合、その被害を最小に留めるための体制の整備を講じてきているところであるが、テロ対策においてはテロの発生そのものを未然に防ぐことも重要である。

これを踏まえ、本レビューにおいては、「事件発生時の対応措置」とともに「テロ未然防止を目的とするテロ対策」について総合的に点検し、今後の対策に反映させることを目的とする。

2-2. 評価対象のテロ対策

本政策レビューの評価対象のテロ対策については、「国土交通省における主なテロ対策」としてホームページで公表している全般的なテロ対策及び航空、鉄道、自動車、海上関係、道路、河川、国営公園、登録ホテル・旅館等の国土交通省が

所管する分野のテロ対策とする。さらに、平成17年度に新たに実施することとなったテロ対策を含むものとする。

なお、上記のテロ対策は、国土交通省所管の事業者が実施している措置であっても、他省庁所管の措置については含まれていない。

2-3. 評価手法

平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、国土交通省では、陸・海・空の公共交通機関及びダム、道路、空港、港湾等の重要施設におけるテロ対策を強化し、平成16年3月のスペイン・マドリード列車爆破テロ事件以降、鉄道を中心にさらにテロ対策を強化したところであるが、この間、わが国においてテロ事件は発生していない。このため、現在行われているテロ対策が有効であったといえるが、将来的にも有効であることを保証するものではなく、テロ対策の有効性を検証する手段が無いことから、テロ対策の有効性については本政策レビューの議論の対象とはしない。

テロ対策はテロが起こらない状況を維持することが目的であり、効果が定量的に計れず、費用対効果という観点から評価をすることができない。また、テロは、ひとたび発生すれば人的、経済的、社会的な影響は大きいものであることから、徐々にテロ対策を緩和していくことで費用を縮減することを目指す性質の施策では無く、効率性という観点でみることに限界がある。

よって、テロ対策の評価は、「有効性」、「効率性」の観点からみることには限界があり、「必要性」の観点から評価を行うこととする。

またテロ対策という性質上、公表できる内容は限られ、対策の個別具体的な情報は秘匿される必要がある。

以上の点を踏まえ、現在行われている国土交通省のテロ対策について、総合的に点検を行い、今後のテロ対策の方向性について検討する。また、有識者の意見を評価に加える。

3. 評価の実施体制

本政策レビューの作成にあたっては、以下の各局等の協力を得て、危機管理室において取りまとめを行った。

大臣官房	総合政策局	都市・地域整備局	河川局
道路局	鉄道局	自動車交通局	海事局
港湾局	航空局	海上保安庁	

4. 第3者の知見活用

本政策レビューをまとめるに当たっては、以下の有識者の方々に意見を伺った。
有識者の意見については反映できるものは反映したほか、全体を巻末に掲載した。

志方 俊之 先生 (帝京大学法学部教授)

杉田 和博 先生 (東京電力顧問)

第2章 近年のテロの現状と国土交通省における対応

1. アメリカ同時多発テロ事件（平成13年9月）

1-1. 事件の概要

平成13年9月11日（火）にアメリカで起きたテロ事件。ハイジャックされた4機の大型ジェット旅客機がニューヨーク世界貿易センタービル等を目掛けて意図的に激突し、甚大な被害を及ぼした。最も被害が大きかったニューヨークでは約2800人が死亡、4機の旅客機の乗客・乗員は犯人を含め全員死亡し、全ての死者数をあわせると3000人を超えた。

なお、アメリカ政府はこのテロ攻撃がオサマ・ビンラディンをリーダーとするテロ組織アルカイダによって計画・実行されたと断定した。

（被害を受けた地域）

○1ヶ所目：世界貿易センタービル

日本時間21時45分頃及び22時5分頃、アメリカニューヨーク世界貿易センタービルの北棟と南棟に、ハイジャックされたアメリカン航空AA11便とユナイテッド航空UA175便が突入（乗っ取り犯は、AA11便が5人、UA175便が5人）。約1時間後に両棟とも倒壊。

○2ヶ所目：国防総省

日本時間22時40分頃、アメリカワシントン国防総省ビルに、ハイジャックされたアメリカン航空AA77便が突入（乗っ取り犯は5人）。ビルは炎上し、一部崩壊。

○3ヶ所目：ペンシルバニア州ピッツバーグ近郊

日本時間23時頃、ペンシルベニア州ピッツバーグ近郊に、ハイジャックされたユナイテッド航空UA93便が墜落（乗っ取り犯は4人）。

1-2. アメリカの対応

アメリカ大統領は非常事態を宣言。アメリカ本土の空港を全て閉鎖し、アメリカ上空の民間機の飛行も原則的に禁止となった。この措置が行われた地域はアメリカ本土のみならず、アメリカが航空管制を担当している南太平洋の一部地域や北大西洋の一部地域など広範囲に及んだ。

海運についても、事件発生後、ニューヨーク港及びニュージャージー港は閉鎖されたが、コーストガードによるセキュリティチェックを条件として出入港が再開された。また、他の主要港湾においても、セキュリティチェックが強化された。

1-3. 国土交通省の対応

アメリカ同時多発テロ事件発生日夜に、官邸において官邸対策室が設置されたのはじめとして、関係省庁局長級会議、安全保障会議、関係閣僚会議、緊急テロ対策関係省庁会議等が開催された。こうした会議に国土交通省も参加し、状況の把握・政府対処方針の決定、テロ対策について今後更に強化すべき項目の協議を行った。

国土交通省では、9月11日23時40分に「アメリカ同時多発テロ事件対策本部」（本部長：総合政策局長）を設置し、各所管分野について以下の対応を行った。

○航空関係

- ・航空局より、我が国航空会社等に対して、ハイジャック及びテロを防止するため、空港警戒態勢の強化（フェーズE＝非常態勢）を指示するとともに、空港管理者に対して空港警備の徹底を指示。
- ・日本からフェリー便（空便）を送るなどして、アメリカに滞在を余儀なくされている邦人の帰国等を支援。
- ・我が国において当面緊急に講ずべきハイジャック防止対策については、幅広く検討し、国際線機内への一切の刃物類の持込禁止、金属探知機等の増強等、できるものから実施。

○鉄道関係

- ・鉄道においては10月8日付で各鉄軌道事業者がテロ対策として、実施することが効果的と考えられる事項について、具体的事例を上げて自主警備の強化を依頼するとともに、警備当局とより一層の協力を図るよう指示した。

○海上関係

- ・海事局及び海上保安庁より、我が国海運関係者等に対し荷役の際の不審物への注意及びアメリカ関連施設の付近を航行する際の注意喚起を行うとともに、港湾局より、港湾管理者に対し港湾の管理体制の強化を要請。
- ・海上保安庁において、米軍施設、原子力発電所及び国際空港等に対し、巡視船艇・航空機により警備強化を実施。

○観光関係

- ・旅行会社を通じ、旅行会社が主催する団体旅行参加者の安否を確認。
- ・ソウル及び大阪で開催されたWTO（世界観光機関）において、大臣のイニシアティブにより、「アメリカにおけるテロ攻撃に関する決議」が採択。

1-4. アメリカによるアフガニスタン空爆と国土交通省の対応

アメリカ政府はオサマ・ビンラディンをリーダーとするテロ組織アルカイダが潜伏するアフガニスタンのタリバーン政権にビンラディンの引き渡しを要求し

たが、タリバーン側は拒否。これに対してアメリカ合衆国軍はアフガニスタンに対し、攻撃を開始した。

これを受け、同日午前2時に国土交通省において「国土交通省緊急テロ対策本部」（本部長：総合政策局長）を設置、海上保安庁において「海上保安庁国際テロ警備本部」（本部長：海上保安庁長官）を設置し、以下の対応を行った。

- ・ 空港の保安体性のフェーズE（当時の最高レベル）の維持、空港警備の強化及び小型航空機の飛行計画受理時のチェック等の再徹底、ハイジャック等防止策の徹底、米軍施設上空等の飛行自粛等の再徹底を指示
- ・ 非常事態における飛行禁止措置発動マニュアルを作成
- ・ 海運事業者に対し、自主警備・不審物への警戒の再徹底を指示
- ・ 道路、河川等の施設管理者に対し、施設の管理体制の強化を指示
- ・ 海外危険情報危険度2（観光旅行延期勧告）の地域への主催旅行の取り止め
- ・ 海上保安庁において警備強化の再徹底を指示

2. スペイン・マドリード列車爆破事件（平成16年3月）

2-1. 事件の概要

平成16年3月11日（木）、スペイン・マドリード中心部の主要乗換駅であるアトーチャ駅を始めとする3駅（駅構内に入ってきた通勤電車内など）で10回の爆発。通勤ラッシュの時間帯のため被害は拡大し、約190名が死亡、1700名以上が負傷した。

なお、アルカイダ系を名乗る組織より犯行声明が出されている。

2-2. スペインの対応

スペイン政府では、危険度についてレベル1（市町村レベル）～レベル3（国家レベル）まで設定しているが、本テロ事件の際には、レベル3まで上げ、直ちに調整委員会（内務大臣、マドリード自治州首相等が参加）を招集して措置をした。

テロ事件後、戦略的施設（原子力発電所7ヶ所を含む発電所、ダム、化学工業施設、鉄道、港湾、空港）における警備・監視の強化が行われた。これは、国家警察、治安警備隊の他、軍隊も動員して行った。なお、国家警察及び市警察では、増員措置をとった。

また、一般市民に対して警告を発するのは動揺を引き起こすだけであり、特にしていない。

2-3. 国土交通省の対応

鉄道においては警察庁警備局と調整のうえ、3月17日付で、鉄道局長名で各鉄軌道事業者がテロ対策として、実施することが効果的と考えられる事項について、具体的事例を上げて自主警備の強化を依頼するとともに、警備当局との十分な協力体制を講ずるよう指示した。

更に、3月30日付で「特定の列車輸送（空港アクセス列車）の独立した荷物置き場の自主警備の強化」を、4月27日付で「新幹線旅客の手荷物に係る自主警備の強化」をそれぞれ指示したところである。

3月18、19日には、その他の陸・海・空の公共交通機関及び空港、港湾、道路、河川等の重要施設において、テロ対策の再点検・徹底、管理体制の徹底等を指示した。

3. ロンドン同時爆発テロ事件（平成17年7月）

3-1. 事件の概要

平成17年7月7日（木）イギリスの首都ロンドンにおいて地下鉄3ヶ所（①リバプール・ストリート駅～オールドゲート・イースト駅間、②ラッセル・スクエア駅～キングズクロス駅間、③エッジウェア・ロード駅構内の車両）がほぼ同時に、その約1時間後にバス（大英博物館に近いタビストック・スクエアのバス）が爆破された。約50名が死亡し、約700名が負傷した。

当事件では、アルカイダ系を名乗る組織より犯行声明が出されている。

また、2005年7月21日（木）にも、再び、鉄道駅3箇所とバスで爆発があった。この事件では、負傷者は少数にとどまっている。

3-2. イギリスの対応

被害の起きたロンドンでは、市内に厳戒態勢が敷かれ、地下鉄とバスは全域で運行を停止した。

7日の事件の実行犯とされる人物は、現場周辺の監視カメラの映像を分析することにより、テロ発生よりわずか5日で割り出され、監視カメラが実行犯を早期に突き止めるのに大きな役割を果たすことが注目された。

また、イギリス政府は、テロ称揚を犯罪とする案を柱の一つとす反テロ法案を議会に提出し、可決の見込みとなっている。

3-3. 国土交通省の対応

官邸において事件発生当日夜に官邸対策室が設置され、翌日、関係省庁会議が開催されたため、国土交通省も参加し、状況の把握・各省庁の対応の報告を行った。

国土交通省では、7月7日の事件発生を受け、同日、鉄道事業者、バス事業者、航空事業者及び空港管理者に対して本事件の発生について注意喚起するとともに、あわせてテロ対策について徹底するよう口頭にて緊急に指示した。

また、翌日8日に「国土交通省テロ対策チーム」（国土交通省における重大事件に係る省内の連携を推進し、テロ対策の意識を徹底し、その対応能力の水準を向上させるためのチーム）を開催し、公共交通機関に係るテロ対策の緊急点検と徹底を指示した。緊急点検では、駅構内における巡回警備の実施や防犯カメラの設置・作動状況の点検等を行い、緊急点検を実施した全事業者から適切に実施されているとの報告を受けた。あわせて、旅客・貨物の公共交通機関に加え、河川・道路等の基盤施設も含めた国土交通省所管の分野について、7月8日に通達等書面を発出し、テロ対策の徹底を図った。

また、21日に再びロンドンにおいて地下鉄やバスで爆発事件が発生したこと

から、22日、鉄道、バス、航空及び旅客船の公共交通関係事業者等に対して改めて注意喚起をするとともに、あわせてテロ対策について徹底するよう指示した。

なお、各分野毎の取組みは以下の通り

○航空分野

- ・7月8日に、主要航空運送事業者及び空港管理者に対し、旅客保安検査、受託手荷物検査、機側監視、航空機検査、航空貨物の保安措置の各実施状況及び制限区域の巡回警備、旅客ターミナルビルにおける警備徹底についての点検の実施を指示。（11日に適切に実施がなされていることを確認。）

○鉄道分野

- ・7月8日付で鉄道局長名にて、監視カメラの増設、駅員及び警備員による駅構内、車内等の巡回強化など自主警備の更なる徹底を図るとともに、警備当局との十分な協力体制を講ずるよう指示。あわせて、駅構内等で発見された不審物への対応、監視カメラの設置・稼働状況等の報告を求めた。
- ・更に同日付で、主要ターミナル駅において、巡回警備の実施、利用者への放送等の実施、カメラの設置状況等について緊急点検を実施。（11日に適切に実施がなされていることを確認。）

○自動車分野

- ・バス車内で自爆テロが行われたこと、その際監視カメラが容疑者検挙に有効であったことを踏まえ、「車内の点検」と「主要バスターミナルにおける監視カメラの設置・作動状況の確認」を新たにテロ対策事項として追加。
- ・7月9、10日に主要バス事業者（3事業者）及び主要バスターミナル事業者（7事業者）についてバスターミナルの巡回、監視カメラについて緊急点検を実施。（11日に適切に実施がなされていることを確認。）

○海上関係

- ・港湾施設について、国際埠頭施設においてさらなる監視の強化やヤード内の整理整頓などについて指導を行うとともに、国際コンテナターミナルについては、直接実施状況を現地調査し、ほぼ適切に実施されていることを確認。
- ・旅客ターミナルについて、国際埠頭施設においてさらなる監視の強化やヤード内の整理整頓などについて指導を行うとともに、主要な旅客ターミナルについては、直接実施状況を現地調査し、ほぼ適切に実施されていることを確認した。

第3章 国土交通省におけるテロ対策

国土交通省では、アメリカ同時多発テロ事件を初め、世界で起きたテロ事件等を契機とし、様々なテロ対策が整理され、強化されてきたところであるが、本章では、そうした国土交通省の行っているテロ対策について個々に述べる。

1. 全般

1-1. 国土交通省テロ対策チームによる連携の強化

国土交通省では、重大事件に係る省内の連携を推進し、テロ対策の意識を徹底し、その対応能力の水準を向上させるため、「国土交通省テロ対策チーム」（リーダーは政策統括官（危機管理担当）、メンバーは各局等危機管理担当課長クラス）を設置し、適宜開催している。

各局のテロ対策など情報共有や、国土交通省全体でのテロ対策の徹底や点検の実施の報告のほか、ロンドン同時爆発テロ事件への対応など、国土交通省内の連携の強化を図っている。

1-2. 連絡体制の整備及び訓練の実施

国土交通省では、テロ等緊急時に備えて、本省各局、地方整備局、地方運輸局等に迅速な連絡や情報収集が行うことができるよう、連絡体制の整備を行っている。整備にあたっては、以下の点に留意して行っている。

- ・連絡担当者の複数名の登録
- ・電話・メール・FAXの複数の連絡手段の確保
- ・夜間休日等勤務時間外での連絡先の登録
- ・テロ等緊急時に参集するメンバー一覧の作成

なお、こうした連絡体制が実際に機能するかどうかを確認するため、連絡訓練を行っている。平成17年度は、4月に国土交通省単独で連絡訓練を行い、10月及び11月に内閣主導の国民保護法に基づく訓練にあわせて行った。

人事異動の後など機を捉えて連絡訓練を実施することにより連絡体制が十分に機能することを確認することは、事件発生時に迅速な対応を取るために必要である。

1-3. 重要施設の管理者、交通機関の事業者等に対する総点検

国土交通省では、年末年始、ゴールデンウィーク、夏期の多客期及びワールド

カップや万博といったイベント時において、重要施設の管理者や交通機関の事業者等に対して、テロ対策の徹底を要請している。また、こうした時期のうち年末年始及び夏期については、テロ対策の点検を実施することにより、適切なテロ対策が取られているかどうか確認し、不十分な箇所については改善するよう指示することにより、水準の維持とテロに対する一定の緊張感の持続を図っている。こうした点検等については、「国土交通省テロ対策チーム」において報告され、国土交通省内で情報の共有を図ることとしている。

1-4. 関係省庁との連携強化・迅速な情報の共有化

国土交通省では関係省庁と連携した取組みを実施しており、政府全体で策定された計画や会合に積極的に参加している。

政府では、近年の様々な凶悪犯罪の多発、厳しさを増す国際テロ情勢を踏まえ、関係行政機関の緊密な連携を確保し、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：官房長官、本部員：各省副大臣、平成13年7月設置、平成16年8月名称変更）が設置され、「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月）を策定した他、国際空港・国際港湾における水際対策、危機管理体制の強化のため、内閣官房に「水際危機管理チーム」（関係省庁課長クラス）を設置（16年1月）し、情報連絡を図るとともに警戒・検査等強化に係る調整を行っている。

また、各国際空港、国際港湾に空港保安委員会（25空港）・港湾保安委員会（125港湾）を設置し、現地における連携体制の強化を図っている。（なお、空港保安委員会については、平成16年12月の航空法施行規則一部改正により、すべての公共用飛行場における設置を義務付けた。）

1-5. 国際的な連携・協力

○国際交通セキュリティ大臣会合の開催

平成18年1月に東京において、国土交通省の主催により、国際交通セキュリティ大臣会合を開催した。この大臣会合には、G8諸国、中国、韓国、シンガポール、インドネシア、マレーシア、オーストラリア、欧州委員会（EC）、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、世界税関機構（WCO）が参加し、海事、航空、陸上交通の各分野について、「依然残るテロに対する脆弱性の克服」、「途上国等におけるテロ対策能力向上のための支援」、「セキュリティ強化と円滑な交通の両立」の課題について議論し、具体的な方向性を大臣声明として取りまとめ、また、各分野共通の事項について大臣宣言を発出し、テロとの戦いを継続する強い政治的メッセージを発出した。今後は会合

の成果をIMO、ICAO、G8、APEC等の国際的枠組みにおける議論に反映させていく予定である。

○国際的な枠組みにおける取組み

G8の枠組みにおいては、年3回開催されるローマ・リヨングループ（リヨングループ：国際組織犯罪対策に関する上級専門家会合、ローマグループ：テロ対策専門家会合）において、国際的な組織犯罪対策やテロ対策を検討している。平成16年6月のシーアイランドサミットにおいては「G8安全かつ容易な海外渡航イニシアティブ（SAFTI）」を合意。国土交通省においても航空保安を中心に積極的に議論に積極的に参加している。

また、APECの枠組みにおいても、テロ対策タスクフォース（CTTF）、APEC地域における安全な貿易を確保するためのテロ対策の取り組み（STARイニシアティブ）において交通保安を含むテロ対策を議論している。

○国際海事機関（IMO）での取組み

平成13年9月のアメリカ同時多発テロの発生により、国際海事機関（IMO）においても海事分野での国際的な保安対策の強化が検討され、「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）の改正及び「船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則」（ISPSコード）の制定が行われた。

我が国は、これらの改正案等に関する提案文書を提出し、また、改正条約等が採択された平成14年12月のSOLAS条約締約国会議において副議長を務める等、IMOでの検討に積極的に参画し、保安強化のための新しい国際的枠組みの構築に貢献した。

その後も、IMOにおいては、長距離から船舶の動静を把握するためのシステムの導入等、さらなる保安強化のための方策について検討が行われており、我が国も、世界有数の海運・造船国としての知見を活かせるよう、引き続き議論に参画しているところである。

また、「アジア海上セキュリティ・イニシアチブ2004」の採択について合意し、これに基づき、海上テロへの取組みを含め、各国とのさらなる相互協力及び連携強化を進めた。

最近では、平成17年9月、インドネシアにおいて、IMO及びインドネシア政府の共催によりジャカルタ会議が開催され、マラッカ・シンガポール海峡の安全、セキュリティ、環境保護の推進に関し、沿岸国及び利用国の国際的協力の枠組み作りに向けた定期的な協議の場の設置等について参加国間で合意するジャカルタ声明が採択された。また、中国、韓国、米国等の主要な海峡利用国からも積極的な協力の意思表示が行われた。さらに、平成17年11月、IMO総会において、マレーシアによるジャカルタ会議のフォローアップ会議をホストする旨の意向が承認された。我が国としては、主要利用国として、今後

の議論の進展に積極的に貢献していくこととしている。

○国際民間航空機関（ICAO）での取り組み

平成13年のアメリカ同時多発テロ以降、ICAO航空保安パネルを中心として、航空保安に関する国際標準を定めるICAO条約第17附属書の見直し作業が行なわれ、より厳格かつ効率的なハイジャック・航空機テロ対策に関する検討がなされた。そして、平成13年12月には同附属書第10次改正案が採択され、翌7月より適用が開始された。その後も、依然として厳しいテロ情勢を背景に、平成17年3月には、航空保安の監査システムの充実や航空貨物に関する基準等、国際標準の更なる強化を内容とする同附属書第11次改正案がICAO航空保安パネルにおいて承認され、平成18年7月から適用が開始される予定である。

我が国もICAO航空保安パネル等の国際会議に積極的に参加し、諸外国と協力しつつ、ICAOの定める国際標準の策定に貢献している。また、ICAOが実施する航空保安行動計画に積極的な資金的貢献を行い、国際レベルにおける航空保安対策の推進に参画している。

今後も、ICAOを中心とした国際的な航空保安への取組みに積極的に参画していく予定である。

○日EC運輸保安会議

平成16年6月に行われた第13回EU定期首脳協議における共同プレスステートメント別添において、次回日EU定期首脳協議までに重点をおく措置の重点目標の一つとして「航空、陸上及び海上といった全ての運輸分野での保安に関する意見交換及び情報交換のための対話サブグループ確立に向けた協力」が掲げられた。この重点目標を具体化させ、運輸保安対策に関する相互理解を深めるための意見交換を促進するとともに、両者間及び国際会議での運輸保安に関する協力関係を増進するため、平成16年12月に第1回日EC運輸保安会議が開催され、今後も随時開催することとしている。

○日米運輸保安会議

平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件は、世界経済・社会に極めて深刻な打撃を及ぼした。このため、旅客・貨物を問わず、交通機関のセキュリティ確保が地球的規模の課題となっており、日米両国の運輸セキュリティの向上を図るべく、日米において運輸セキュリティに関する意見交換を行うため、平成14年11月に設置した。平成15年4月にワシントンにて第1回会議、平成16年5月に東京にて第2回会議が開催され、今後も随時開催することとしている。

2. 航空分野

2-1. 背景

平成13年に発生したアメリカ同時多発テロ事件以降、テロの脅威レベルは依然として高く、ロシア航空機同時爆破事件、ロンドン同時爆発テロ事件のような国際的なテロ事案に加え、日本に対するテロ声明が出されるなど予断を許さない状況にある。このようなことから、航空保安対策は世界的に極めて重要な課題であると位置付けられ、ICAO航空保安パネルをはじめ、G8ローマ・リヨングループ会合等において、種々の航空保安対策について検討・議論がなされ、実行に移されているところである。

我が国においても、従来、国内で起きた種々の事案を踏まえ、航空保安対策を行ってきたが、このような状況を受け、航空保安対策をさらに強化し、ICAOの国際標準等に従った航空保安対策を推進している。

2-2. テロ対策の内容

○フェーズEの恒久化

平成17年4月1日より、平成17年3月までの空港警戒体制の最高水準であるフェーズEを「レベルⅠ」として恒久化した。また、特定の対象への脅威が高まった場合の措置を、「レベルⅡ」及び「レベルⅢ」として設定した。なお、分野毎に、各レベルに合わせて取るべき措置を指示している。

○空港警備の徹底

空港警備のため、以下のテロ対策を行っている。

- ・ 空港管理者に対する警備の徹底を指示
- ・ 平成16年4月の羽田空港における不法侵入事案以降、主要空港における場周フェンスの強化、センサーの設置等を実施
- ・ 保安体制に対する査察の強化
- ・ 平成16年12月の省令改正により、空港管理者等によるハイジャック・航空機テロの防止措置に関する保安計画の策定を規定
- ・ 各国際空港に国土交通省、警察、入管、税関等をメンバーとする「空港保安委員会」を設置し、関係機関の連携を強化
- ・ 平成17年11月より、空港従業員等の出入り管理の厳格化を図るため、制限区域の立入承認証について、全国的な発行基準の統一及び明確化を図り、承認審査及び管理の厳格化を徹底する措置を順次実施
- ・ 平成18年1月より、国内全空港において、クリーンエリアに入る空港関係者、携行品、納入物等（検査済み旅客と接する可能性のある空港関係者、

携行品、納入物等)及び乗務員について、金属探知器、X線検査機器等による検査を義務付け

○手荷物等に対する保安強化

手荷物等に対する保安強化のため、以下のテロ対策を行っている。

- ・平成16年11月より液体物検査装置を導入
- ・受託手荷物に対するインライン検査システムを導入(平成16年6月に羽田空港第1ターミナル、同年12月に羽田空港第2ターミナル、平成17年2月に中部国際空港において導入。今後、成田国際空港及び関西国際空港においても導入予定。)
- ・過去に靴底に仕掛けた爆発物を起爆させようとした事件があったことを踏まえ、平成16年5月より保安検査時、旅客の靴に対する随時のX線検査を実施
- ・過去の凶器使用事案を踏まえ、平成14年5月の省令改正により、従来の銃砲刀剣類等の範囲を拡大し、刃物類その他凶器となりうる物品全てについて航空機への持込みを禁止

○航空機内における保安強化

航空機内における保安強化のため、以下のテロ対策を行っている。

- ・平成16年12月にスカイマーシャル(航空機への警察官の警乗)の導入
- ・平成15年11月より銃弾の貫通を阻止できる強化型コックピットドアの装備を義務化

○小型機に対する警戒強化

小型機に対する警戒強化のため、以下のテロ対策を行っている。

- ・平成13年9月より、在日米軍施設周辺上空における飛行自粛への協力を要請
- ・平成13年9月、他人を搭乗させる際には、接触検査等により、危険物の持ち込みを防止するよう指示
- ・平成13年10月、機体及び農薬の空中散布装置等の管理の徹底を指示
- ・平成13年9月より、小型航空機等の飛行計画受理時に不審者の有無等をチェック

○国際的な連携・協力

航空機は、航空ネットワークは、国内のみならず国外にもつながっていることから、ICAOの取組みやASEAN諸国等への資金的貢献、技術協力、各種支援を行なっている。日本の行っている具体的な取組みは以下のとおり。

- ・平成15年度より、国際民間航空機関(ICAO)が実施する航空保安行

動計画に対する積極的な資金的貢献の実施

- ・ A S E A N地域の航空保安の向上のための連携・協力に向けた専門家会合の開催。（平成16年10月、東京で「日・A S E A N航空セキュリティ会合」を開催。）
- ・ 昭和61年以降、毎年、開発途上国に対する技術協力として、航空保安専門家を集めた航空保安セミナーの開催。また、平成16年度より、主要空港への無償での保安検査機器の導入等の支援を実施

○事件発生時の対応措置

事件発生時の対応措置として以下の取組みを行っている。

- ・ 平成11年より空港の映像をリアルタイムで伝送可能な空港危機管理情報システムの活用による情報収集・指示
- ・ 平成13年10月に飛行中の航空機に迅速・的確に最寄り空港に着陸させるためのマニュアルを作成
- ・ 必要に応じた一定空域における飛行自粛要請の実施、航空情報（ノータム）の発出

2-3. 評価及び課題

上記の対策は、外国におけるハイジャック・航空機テロ事案や国内における危機管理事案を契機として、それらを防止する観点から取り入れられた空港や航空機に対するテロの未然防止対策である。今後も同様のハイジャック・航空機テロ事案等を未然に防止するため、これらの対策は必要である。

空港警備の強化に関する諸施策については、場周フェンスの強化は制限区域への侵入を物理的、直接的に防止するとともに、万が一不法侵入が発生した際にはセンサー等により感知をすることといった二重の安全確保に資することから、引き続き行っていくことが必要である。また、旅客や手荷物等に対する保安強化については、金属探知器やX線検査機器のほか、液体物検査装置やインライン検査システムなど機器の導入等により、セキュリティ水準の向上や保安検査の迅速化に資することから必要である。

また、ハード面におけるテロ対策のみならず、保安計画の策定やマニュアルの作成等のソフト面におけるテロ対策は、テロの未然防止対策において、また事件発生時における対処において、迅速・的確な指示や対応を行うために必要である。

さらに、航空ネットワークは、国内のみならず国外にもつながっていることから、I C A Oの取組みやA S E A N諸国等への資金的貢献、技術協力、各種支援を行うことにより、結果として我が国の航空保安を高めることになるものであり、今後も続けていくことが必要である。

なお、航空保安を巡る状況及び国際的動向を踏まえ、保安対策基準のレベル I（空港警戒体制の最高水準であるフェーズ E を恒久化したもの）に対応した保安体制を継続すると共に、航空貨物保安体制の強化等、更なる保安対策を図るため保安対策の強化の予算を、平成 16 年度に 7,277 百万円、平成 17 年度に 10,171 百万円措置している。

3. 鉄道分野

3-1. 背景

平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件を始め、平成16年3月のスペイン・マドリードの列車爆破事件及び平成17年7月のロンドン同時爆発テロ事件を受け、逐次通達により、自主警備の充実を主な内容としたテロ対策を国内の鉄軌道事業者に指示してきた。

特に、平成16年3月のスペインのテロ事件に際しては、関係者（内閣官房及び警察庁警備局等）との連携を図りつつ、各鉄軌道事業者がテロ対策として実施することが効果的と考えられる事項について、具体的例示を上げて自主警備の強化を依頼するとともに、「特定の列車輸送（空港アクセス列車）の独立した荷物置き場の自主警備の強化」及び「新幹線旅客の手荷物に係る自主警備の強化」を依頼した。

また、平成17年7月7日に発生したロンドンのテロ事件を契機に、テロ対策を更に強化するため、7月8日付で主要ターミナル駅の緊急点検を実施するとともに監視カメラの増設、駅員及び警備員による駅構内、車内等の巡回強化など自主警備の更なる徹底を図るとともに、警備当局との十分な協力体制を講ずるよう指示。あわせて、駅構内等で発見された不審物への対応、監視カメラの設置・稼働状況等の報告を求めた。

更に、今後の鉄軌道輸送におけるテロ対策のあり方に関する意見交換等を行うため、国土交通省鉄道局、主要鉄軌道事業者等から構成される「鉄道テロ対策連絡会議」を設置し、8月10日に第1回会合を開催し、現在までに3回の会合を開催し、「鉄道テロ対策としての危機管理レベル」及び「『見せる警備・利用者の参加』を軸とした新たな鉄道テロ対策（第1次及び第2次施策）」を決定し実施してきたところである。

3-2. 対策の内容

鉄道におけるテロ対策は、原則として鉄道施設を所有し管理している鉄軌道事業者が施設の管理権に基づき、自主警備等の対策を講じてきており、国土交通省は平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、社会情勢の変化に応じて国内におけるテロの可能性を勘案しつつ、各鉄軌道事業者による警備の強化等を指示している。

鉄軌道事業者による具体的な取り組みの内容は以下のとおり。

○駅構内における警備強化

- ・巡回警備の強化
- ・防犯カメラによる監視の実施
- ・ゴミ箱の集約・撤去

- ・ 旅客への不審物発見に係る電子掲示板・放送・ポスターによる協力要請の実施

○車内における警備強化

- ・ 巡回警備の強化
- ・ 空港アクセス列車内の荷物置場の管理の下での使用（スペインでのテロ事件以降）
- ・ 新幹線車内における不審な手荷物の所有者確認を実施（スペインでのテロ事件以降）
- ・ 運転室扉の施錠の徹底

○その他

- ・ 車両基地の入出場の管理、巡回警備等
- ・ 沿線の巡回警備等

○事件発生時における対応措置

- ・ 列車の臨時停車
- ・ 旅客の避難誘導等

鉄道テロ対策連絡会議において、鉄道事業者、警察庁等関係行政機関とともに効果的で新たな鉄道テロ対策の取り組みについて検討・実施されている内容は以下のとおりである。

- 国土交通省が関係機関と連携して、鉄道テロの発生の脅威の度合い（危機管理レベル）を3段階で設定するとともに、危機管理レベルに応じて鉄道事業者が実施することが適当なテロ対策としての保安措置を定めた。（平成17年12月より運用を開始。あわせて現状の危機管理レベルを「I」に設定）

○「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策

- ・ 「お客様用危機管理カード」配布
- ・ 不審者・不審物発見時に利用できる非常用インターホン等の設置
- ・ 監視カメラ警戒強化表示
- ・ 駅売店職員等「テロ防止協カワッペン等」の着用
- ・ 不審物等発見時の車内通報の活用
- ・ 事業者等と連携した鉄道テロ対策ホームページの立ち上げ

○鉄道テロ対策に係る新技術の導入可能性の検証

3-3. 評価及び課題

外国におけるテロを契機として、そのようなテロを防止する観点から取り入れられた駅や列車に対するテロの未然防止対策であり、今後も同様の手口のテロを未然防止するため、これらのテロ対策は必要である。

新たに実施した「『見せる警備・利用者の参加』を軸とした新たな鉄道テロ対策」によってテロの未然防止をより強く打ち出すとともに、「危機管理レベル」の設定によって弾力的に警戒を強化することを可能としたことは意義が大きい。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、体制を整備することは必要である。

なお、鉄道における安全・防災・環境等の基礎的、先導的技術開発の促進を図るため行っている助成の一環として、鉄道のテロ・災害対策に関する技術開発についても推進している。（平成17年度 375百万円の内数）

4. 自動車分野

4-1. 背景

平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、テロ対策の議論が始まり、バス、バスターミナル、トラック、タクシー、レンタカーの各事業者に対し、通達によりテロ対策を講じるよう指示している。

平成16年3月のスペイン・マドリードでの列車爆破事件及び平成17年7月のロンドン同時爆破テロ事件など、公共交通機関を標的にするテロ事件を踏まえ、平成16年4月及び平成17年7月にテロ対策を強化した。特に平成17年7月のロンドン同時爆破テロ事件では、バス車内で自爆テロが行われたこと、その際監視カメラが容疑者検挙に有効であったことを踏まえ、「車内の点検」と「主要バスターミナルにおける監視カメラの設置・作動状況の確認」の対策事項を追加した。

4-2. テロ対策の内容

○バス、バスターミナル関係

アメリカ同時多発テロ事件を踏まえ、平成13年10月より、事業者に対し、以下のテロ対策を行うよう指示している。

- ・車内の点検
- ・営業所等の巡回
- ・主要バス乗降場、主要バスターミナルの巡回警戒
- ・主要バスターミナルにおける不審物発見時の協力要請を構内放送
- ・主要バス乗降場の不審物発見時の協力要請等を記載したはり紙貼付
- ・主要バスターミナルにおけるゴミ箱の閉鎖又は集約化
- ・主要バスターミナルにおける監視カメラの設置・作動状況の確認
- ・テロ発生時の通報・連絡・指示体制の徹底 等

○トラック関係

アメリカ同時多発テロ事件を踏まえ、平成13年10月より、事業者に対し、不審な荷物の発見時における適切な取扱い等のテロ対策を行うよう指示している。

○タクシー関係

アメリカ同時多発テロ事件から1年を経過したことを契機に、平成14年9月より、タクシー事業者に対しても、以下のテロ対策を行うよう指示している。

- ・車内の点検
- ・営業所等の巡回

- ・ 乗客への不審物発見に関する協力要請
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の徹底 等

○レンタカー関係

アメリカ同時多発テロ事件から1年を経過したことを契機に、平成14年9月より、レンタカー事業者に対しても、借り受けようとする者の身元確認等のテロ対策を行うよう指示している。

4-3. 評価及び課題

外国におけるテロを契機として、そのようなテロを防止する観点から取り入れられたバスやバスターミナル等に対するテロの未然防止対策であり、今後も同様の手口のテロを未然防止するため、これらのテロ対策は必要である。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、体制を整備することは必要である。

5. 海上関係（SOLAS条約に基づくテロ対策）

海上関係のテロ対策については、「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）に基づくテロ対策がその多くを占める。そのため、SOLAS条約に基づく対応をこの項で取り上げ、次項でその他のテロ対策を述べる。

5-1. 背景

平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件を受け、アメリカは、海事分野において国際的な保安対策の強化を早急に検討すべく、国連の専門機関の一つである国際海事機関（IMO）に強く働きかけ、第22回IMO総会にて海事分野の保安強化の提唱を行なった。

総会の議論の結果、IMOの場で「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）の一部改正について検討することとなり、平成14年12月のSOLAS条約締約国会議においてSOLAS条約附属書の一部改正（第11章の2の新規追加）及び同条約で引用される「船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則」（ISPSコード）が全会一致で採択され、平成16年7月1日に全面的に発効した。

条約の採択を踏まえ、わが国では、同条約及びISPSコードを国内法化した「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（国際船舶・港湾保安法）が、平成16年4月14日に公布され、同年7月1日に全面的に施行された。

5-2. テロ対策の内容

条約に基づくテロ対策の内容は、①国際航海船舶の保安対策、②国際港湾施設の保安対策、③入港に関する規制の大きく3つに分類されることから、それぞれについて個別に述べることとする。

○国際航海船舶の保安対策

国際航海船舶（国際航海に従事する旅客船又は総トン数が500トン以上の旅客船以外のもの（漁船等を除く））の船舶所有者は、以下のような保安措置を講じなければならないこととされた。

- ・船舶警報通報装置の設置（第5条：条番号は、国際船舶・港湾保安法における条番号である。）
- ・船舶指標対応措置（国が定める自己警備のレベルに応じて実施する保安の確保のための措置）の実施（第6条）
- ・船舶保安統括者（船舶の乗組員以外の者から選出される保安業務を統括管

理する者）及び船舶保安管理者（船舶の乗組員から選出される船舶において保安業務を管理する者）の選任と国土交通省への届出（第7条及び第8条）

- ・国土交通大臣の承認を受けた船舶保安規程（保安の確保のために必要な事項について記載した規程）の作成及び船内への備え置き（第11条）
- ・上記に掲げるような保安対策の実施について国土交通省の検査を受けること。さらに、検査の結果、法の要件を満たしている場合に交付される船舶保安証書を国際航海の際には船舶に備え置くこと（第12条、第13条及び第19条）

○国際港湾施設の保安対策

重要国際埠頭施設（重要港湾における一定規模以上の国際埠頭施設）の管理者は、以下のような保安措置を講じなければならないこととされた。

- ・埠頭指標対応措置（制限区域の設定、管理、監視などの保安の確保のための措置）の実施（第29条）
- ・埠頭保安管理者（埠頭施設において保安業務を管理する者）の選任と国土交通省への届出（第30条）
- ・埠頭保安規程（保安の確保のために必要な事項について記載した規程）の作成と国土交通大臣の承認、当該規程の適確な実施（第32条）

国土交通省においては、埠頭保安規程に定められた措置が、継続的に適確に実施されているかを確認するため、同法第35条に基づく立入検査を実施しており、平成16年度は740の埠頭保安規程について実施した。また、同法に定める国土交通省の事務を適確に実施するため、平成16年度に各地方整備局に首席港湾保安管理官などを配置し、平成17年度は地方整備局の事務所に港湾保安調査官を配置した。

港湾管理者が行う保安措置にかかる財政負担に対しては、埠頭保安設備の整備費用については平成15年度補正予算において約230億円（国費）の補助制度の創設を行い、保安対策に係る経常経費については普通地方交付税の基準財政需要額に算入することにより支援を行った。また、民間事業者に対しては埠頭保安設備の整備費用について、平成16年度日本政策投資銀行等による低利融資の制度を創設することにより支援措置を講じた。

また、同法が求める保安措置の適確な実施に必要な関係者間の連携を図るため、各港において関係機関の連携による保安の向上等を目的とした港湾保安委員会（委員長は港湾管理者）を125港に設置し、また、地方ブロックごとに国土交通省と港湾施設の管理者（民間も含む）が保安対策について意見を交換する港湾保安対策推進会議を設置した。

○入港に関する規制

国際航海船舶は、入港の際に以下の措置を講じなければならないこととされ、海上保安庁では、入港船舶の保安審査等、国際航海船舶の入港に係る規制を適切に実施している。

- ・本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする国際航海船舶の船長は、本邦の港に入港する24時間前までに、船舶保安情報（当該船舶の名称、船籍港、出発港及び船舶保安証書に記載された事項等）を海上保安庁長官に通報しなければならない。（第44条）
- ・海上保安庁長官は、船舶保安情報のみでは保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでないときは、船長に対し、情報の提供を更に求め、又はその職員に立入検査をさせることができる。（第45条）
- ・海上保安庁長官は、船長が情報の提供又は立入検査を拒否したときは、入港の禁止等を命ずることができる。（第45条）
- ・海上保安官は上記の船舶保安情報や立入検査の結果その他の事情から合理的に判断して、当該船舶に係る危害行為に起因して危険が生ずるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、入港の禁止その他の措置を講ずることができる。（第45条）

○事件発生時における対応措置

海上保安庁では、本省及び地方局の保安担当職員の緊急連絡要員には携帯電話を支給し、常に携帯することとしており、これらの番号は港湾管理者等に周知されており、事件発生の第一報の連絡体制については、確立されている。

また、国際海上運送保安指標の保安レベルがレベル2となった場合には、閉庁日においても昼間は職員を庁舎に待機させることとしており、同指標が保安レベル3となった場合には、夜間も含め常に職員を庁舎内に待機させることとしている。

○国際船舶・港湾保安法の実施状況

（船舶関係：平成17年7月1日現在）

船舶保安証書交付件数	194
------------	-----

（港湾関係：平成17年7月1日現在）

分類	施設数	保安規定数	港湾数
埠頭保安規定の承認数	1948	863	126
上記のうち義務化対象	1605	769	111

(入港関係：平成17年1月1日～平成17年12月31日)

船舶保安情報受理件数	70,568
立入検査実施件数	6,113
(入港禁止等)強制措置件数	0
同法による検挙件数	17

5-3. 評価及び課題

外国におけるテロを契機として、そのようなテロを防止する観点から国際的な枠組みの中で決定され、それを日本も取り入れたものであり、テロを未然防止するためにも日本が世界各国と強調してテロ対策に取り組んでいくため、これらのテロ対策は必要である。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、体制を整備することは必要である。

なお、港湾関係では、海からの不審者の侵入を阻止する航路・港湾における監視カメラの設置等を推進し、監視体制を強化するなど、SOLAS条約に対応した国際港湾の整備を推進する(平成16年度に港湾整備事業費277,087百万円の一部、平成17年度は港湾整備事業費258,128百万円の一部を措置している)とともに、国による保安評価、保安規程の承認、立入検査の実施や諸外国や関係機関との連携、港湾保安情報の把握・分析等を通じて、改正SOLAS条約を踏まえた総合的な港湾保安対策の確実な実施の予算を平成17年度に21百万円措置している。また、陸域からの不審者、なりすまし者の侵入を阻止し保安の確保を行いつつ物流の効率化を推進するため、コンテナターミナルの出入管理の高度化を行うための予算を平成17年度に60百万円措置している。

また、平成17年7月の英国同時爆破テロ事件を踏まえて、来年度より港湾保安対策の確実な実施を確保し、さらにその質を向上するため、港湾保安に関する人材育成等を推進することとしている。

6. 海上関係（SOLAS条約に基づくテロ対策以外のテロ対策）

6-1. 背景

国際船舶・港湾保安法は、国際航海船舶及び国際港湾施設を対象にしたテロ対策であり、内航のみの船舶や国際港湾施設以外の港湾施設は、法律の対象となっていない。しかし、内航のみの船舶や上記港湾施設においても、国際航海船舶、国際港湾施設と同様、テロに狙われ、一度被害が発生すれば国民生活に計り知れない被害を及ぼすおそれがあるため、通達等により港湾管理者や内航船舶等に対してテロ対策を指導している。

また、我が国沿岸部には原子力発電所等、国民の生活に不可欠な重要施設が多く所在しており、これらの重要施設が海上からテロに狙われ、一度被害が発生すれば国民生活に計り知れない被害を及ぼすおそれがあるため、海上保安庁では、国民の生命・財産を脅かす海上テロ事案の対応強化を図っている。

なお、平成17年7月7日に発生したロンドンのテロ事件を契機に、テロ対策を更に強化するため、7月8日の緊急点検、再徹底の指示のほか、以下の事項について実施した。

○港湾施設

国際埠頭施設においてさらなる監視の強化やヤード内の整理整頓などについて指導を行うとともに、国際コンテナターミナルについては、直接実施状況を現地調査し、ほぼ適切に実施されていることを確認。

○旅客ターミナル

国際埠頭施設においてさらなる監視の強化やヤード内の整理整頓などについて指導を行うとともに、主要な旅客ターミナルについては、直接実施状況を現地調査し、ほぼ適切に実施されていることを確認した。

今後は、内航フェリーターミナルについて保安対策の強化のため監視装置等の整備への支援を進める必要がある。

6-2. テロ対策の内容

○港湾施設における警戒強化

国際船舶・港湾保安法に基づく国際埠頭施設における保安措置と同様に、内貿埠頭においても、巡回警備の強化・腕章等の着用、張り紙による注意喚起の措置の実施を港湾管理者、埠頭公社に指導している。

○旅客ターミナルにおける警戒強化

国際船舶・港湾保安法に基づく国際埠頭施設における保安措置と同様に、内航旅客ターミナルにおいても、巡回警備の強化・腕章等の着用、張り紙による注意喚起、ごみ箱の集約化・撤去、不審物・不審者発見に係る旅客への協力要

請の措置の実施を港湾管理者、埠頭公社に指導している。また、事業者が旅客ターミナルを所有している場合については、国から要請し、事業者が同様のテロ対策を行っている。

○船舶における警戒強化

国際船舶・港湾保安法に基づく国際航海船舶における保安措置と同様に、内向船舶においても旅客への不審物発見に係る放送・はり紙による協力要請の実施、不審者に小型船舶等を貸出し又は譲渡しない等、国から要請し、事業者がテロ対策を行っている。

○海上保安官によるテロ対策

大きく以下の2点について対策をとっている。

- ①テロ対応体制の強化として、テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備等を図った。
- ②テロへの警備警戒として、重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備強化を図った。

2点について、具体的な実施状況については、以下のとおり。

①テロ対応体制の強化について

- ・巡視船艇・航空機の充実整備、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
- ・テロ対策担当職員等を配置し、テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備及びテロ事案を含む、多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備を実施した。
- ・巡視船艇・航空機の防弾対策及び遠距離から正確な射撃が可能な巡視船搭載武器の高機能化を図った。
- ・港湾保安委員会への参画及び港湾危機管理（担当）官を中心とした関係機関との連携強化を図った。

②テロへの警備警戒について

- ・警備実施強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護等を実施した。
- ・重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備強化を図るとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の提供の徹底指導を行った。
- ・政府方針に基づく海上阻止訓練への参加等P S Iへの取組みを積極的に

った。

○事件発生時における対応措置

海上保安庁では、テロ事案が発生した場合には、犯罪の鎮圧・逮捕及び二次災害の発生防止への対応のため、必要な勢力を迅速に集中投入し対処することとしている。

6－3．評価及び課題

外国におけるテロを契機として、そのようなテロを防止する観点から取り入れられた港湾施設や船舶等に対するテロの未然防止対策であり、今後も同様の手口のテロを未然防止するため、これらのテロ対策は必要である。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、体制を整備することは必要である。

7. 河川関係、道路、国営公園、工事現場

7-1. 背景

平成13年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロ事件を受けて議論が始まり、平成13年10月8日にアメリカ等によりアフガニスタン空爆が開始されたことを受けて設置された「国土交通省緊急テロ対策本部」において引き続き議論がされた。

平成13年10月8日に、河川局関係課長より地方整備局河川部長等に対して河川管理施設等の管理体制強化について、道路局関係課長より地方整備局道路部長等に対して道路管理の強化について、それぞれ通達を発出した。

平成13年10月9日に都市・地域整備局公園緑地課長より地方整備局建政部長等に対して国営公園の管理の強化について通達を発出した。

平成13年10月15日に大臣官房技術調査課長及び大臣官房官庁営繕部計画課長より地方整備局企画部長及び営繕部長に対して工事現場における管理体制の強化について通達を発出した。

平成13年10月19日に河川局海岸室長及び港湾局海岸・防災課長より地方整備局河川部長等に対して海岸保全施設の管理体制強化について通達を発出した。

その後も、アメリカ同時多発テロ事件から1年後、米軍等によるイラクへの武力攻撃、アルカイダによる日本を攻撃するという報道を契機として、施設の管理強化の徹底、関係機関との連携強化の徹底等について通達を発出した。

7-2. テロ対策の内容

○河川関係

平成13年10月8日より、全ての直轄施設において体制を強化し、その後も、海外でテロ等が発生した際やテロ等の発生危険性が高まった際に、対策の再徹底を図る旨の通達や事務連絡を発出している。

具体的な対策の内容は以下のとおりである。

- ・巡回の強化、監視カメラの設置等による監視体制の強化
- ・重要な施設等においてごみ箱の集約・撤去
- ・河川・ダム利用者に対する不審物等への注意喚起

○道路

平成13年10月8日より道路管理を強化し、その後も、海外でテロ等が発生した際やテロ等の発生危険性が高まった際に、対策の再徹底を図る旨の通達や事務連絡を発出している。

具体的な対策の内容は以下のとおりである。

- ・道路パトロールの強化
- ・休憩施設等における点検の強化
- ・事件発生時等における初動措置

○国営公園

平成13年10月9日より、全国の国営公園において体制を強化し、その後も多客時やテロ等の発生危険性が高まった際に、対策の再徹底を図る旨の通達や事務連絡を発出している。

具体的な対策の内容は以下のとおりである。

- ・巡回の強化
- ・公園利用者に対する注意喚起

○工事現場

平成13年10月15日より体制を強化し、その後も、海外でテロ等が発生した際やテロ等の発生危険性が高まった際に、対策の再徹底を図る旨の事務連絡を各地方整備局や各都道府県等に対し発出している。

具体的な対策の内容は以下のとおりである。

- ・工事現場における関係者以外の立入禁止の徹底
- ・不審者の進入、不審物の放置等の防止に対する警戒
- ・看板を設置する等による注意喚起

7-3. 評価及び課題

外国におけるテロを契機として、そのようなテロを防止する観点から取り入れられた各施設等に対するテロの未然防止対策であり、今後も同様の手口のテロを未然防止するため、これらのテロ対策は必要である。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、体制を整備することは必要である。

8. ホテル・旅館・旅行業関係

8-1. 背景

ホテル・旅館に関するテロ対策は、平成13年9月のアメリカ同時多発テロを契機として始められた。また、政府として取りまとめられた「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）においても、ホテル・旅館のテロ対策について記載されており、テロ対策を推進している。

8-2. テロ対策の内容

①ホテル・旅館関係

登録ホテル・旅館：約3,100軒及び宿泊関係団体（日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、国際観光旅館連盟、日本観光旅館連盟）に所属しているホテル・旅館に対してテロ対策の実施を依頼している。

事業者が行っているテロ対策は以下のとおりである。

- ・ 宿泊者名簿への正確な記入 [旅館業法第6条]
- ・ 外国人にあっては国籍、旅券番号も記入 [旅館業法施行規則第4条の2]
- ・ 外国人宿泊客にあっては旅券の提示を求め、国籍・旅券番号を確認及び旅券の写しを保存 [厚労省健康局通知]
- ・ 捜査機関を含む関係行政機関への協力 [厚労省健康局生活衛生課長通知]
- ・ 不審者等発見のための施設内外の巡回・点検
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の徹底

②旅行業関係

従来から、旅行業者に対して、

1. 渡航情報中の危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行については、企画旅行の催行の可否、計画内容の決定に際して、それぞれの危険情報の内容及び現地の状況等を十分踏まえた対応を行うこと。
2. 旅行者に対しても、渡航情報中の危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行については、旅行契約前に、旅行者に対して危険情報の発出地域である旨を記載した書面を交付し、それぞれの危険情報の趣旨、内容を十分説明すること。

また、旅行契約後出発時までの間に危険情報が発出された場合には、速やかに上記の方法により旅行者に状況を説明すること。

について指導している。

さらに、平成17年10月のバリ島における爆発事件等、海外において重大

な事件が発生した場合には、最新の関連情報の入手に努め、必要に応じ危険回避の措置を取るなど、旅行者の安全確保について適切な対応を講ずるよう、改めて注意喚起を行っている。

また、これと併せて、テロ事件が発生した場合の緊急連絡体制の整備、旅行者の安全確保策等、必要となる対応策を各社において再自主点検させるとともに、立入検査により確認を行っている。

8-3. 評価及び課題

近年の諸外国におけるテロ事案の発生を受けて、不特定多数の者が利用するホテル・旅館の利用者及び国内外の旅行者の安全確保のための、テロ未然防止に向けた上記の体制整備は必要である。

旅行業においては、旅行業者及び旅行者の危険に対する意識を高め、旅行者が海外においてテロ事件に巻き込まれる危険性を減少させるため、海外危険情報の説明等によるテロ対策は必要である。

また、実際にテロが起こった際に迅速な対応を行うため、緊急連絡体制を整備することは必要である。

なお、ホテル・旅館における宿泊者名簿への記入について、団体客の場合は、全ての宿泊客に事業者が記入を求めるのは困難なため、代表者が記入する場合がある。

第4章 テロ対策の評価と今後の方向性

4-1. 国土交通行政におけるテロ対策の総合点検の結果

国土交通省において本格的にテロ対策を実施した平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、わが国においてテロ事件は発生しておらず、これまでのテロ対策は一定の効果があったと評価できる。しかしながら海外においては様々な手段を用いた大規模なテロ事件が続発しており、また日本をテロの標的にするとの声明もあり、国内においてもテロ事件の発生が懸念されている。このため、今後も引き続き、以下に記述する今後の方向性を踏まえ、テロ対策を適切に実施していくことが必要である。

4-2. テロ対策の今後の方向性

○不断の見直し

海外におけるテロ事件を踏まえ、わが国においても同様のテロを未然に防止できるよう可能な対策から実施している。今後も海外で発生したテロ事件と同様の事件が国内で発生する場合を想定するとともに、発生すれば経済的な損失が極めて大きいテロなど、様々な場合を想定するなどして、既の実施しているテロ対策も新たな目で適宜適切に見直すとともに、新たな対策について検討していくことが重要である。

○継続的な実施

海外においてはテロが続発しており、わが国においてもテロの脅威のレベルは依然として高いことから、テロ対策は一時的なものではなく継続的に実施することが重要である。

このため、継続的な実施に当たっては、創意工夫による見直しや技術開発の成果を取り入れることが必要である。

○国際的な連携、国内における省庁間の連携

航空、船舶については国外にもネットワークが広がっていることから、各国の国際空港、国際港湾を含め国際社会全体でレベルを高めることが重要であり、国際標準に従った対策とすることが必要である。

また、国内・水際においても、国土交通省単独でのテロ対策には限界があり、警察庁、法務省（入国管理）、財務省（税関）など取締機関との連携が重要である。

○官民の連携、国民の協力

交通機関のテロ対策は民間事業者が担う部分が大きく、適切で効果的なテロ対策を実施するため、民間との連携が重要である。また、不審者、不審物の発見など国民の協力が得られるよう、国民一人一人のテロに対する認識を高め、協力が得られやすい環境を整備することが重要である。

○テロ対策の徹底、点検の実施

テロ対策の徹底の指示及び点検の実施は、適切にテロ対策を実施しているか確認するばかりでなく、長期間にわたるテロ対策の実施がややもすれば緊張感を欠き、形式上、対策を実施しているだけの状態に陥ることを防ぐ意味でも効果的である。

○訓練の実施

事件の発生に備え、いつ、いかなる場合においても対応できるように、普段より様々な状況を想定した訓練を実施することが重要である。また、訓練は繰り返し実施することが重要である。

参考 第三者の知見の活用について

有識者として、志方俊之先生（帝京大学法学部教授）、杉田和博先生（東京電力顧問）の2名の先生に意見を伺った。

2名の先生からいただいた主な意見は下記のとおりである。

<テロ対策を考えるうえでの視点について>

- ・テロリストとしては、外国ではやりやすくても日本ではやりにくいテロ、またその逆のテロがあると思われる。そのため、外国で起こったテロへの対応だけでなく、様々なテロを想定してその対応がとられているのか検討することも必要ではないか。
- ・テロは、市民が自分達自身が犠牲になる可能性があると感じさせ、恐怖を与えるものであり、そういう意味では、交通機関やデパートのような人が集まる場所が狙われやすいと考えられる。一方、日本の場合は、インフラ施設を狙うことで多大の経済的損失を与えるようなテロも考えられるのではないか。
- ・サイバーテロへの対応といった視点も考えられると思うが、例えば航空管制や列車のシステムに対する攻撃を想定した場合、その対策やバックアップシステムの整備状況などについて今後、検討することが必要ではないか。
- ・バイオテロ（天然痘などの感染症対策）への対応といった視点も考えられると思うが、これについては人の動きをどの段階でどこまで止めるのか、今後、検討することが必要ではないか。
- ・テロが発生した場合、経済的な損失を少なくする、BCP的な手当が必要ではないか。

<テロに対する意識の向上について>

- ・日本では、まだまだ社会的に危機管理の意識が低い。事業者や施設の管理者側は、現場の末端まで意識が高まるようすべきではないか。
- ・また、テロ対策は事業者や警察だけでは限界がある。一般の人に、テロが起こった後ではなく、何か違和感があった場合に通報してもらうようにすることが重要であると考ええる。欧米では通報があるようだが、日本では根付いていない。

<テロ対策の向上について>

- ・危機管理の訓練には、政府内の連絡等の訓練や現場における対応の訓練があり、どちらも大切であると考ええる。
 - ・テロの対象や内容によっても訓練の内容が変わると考えられ、どのような訓練をするのか、訓練の詳細なプログラムを作り実施すべきではないか。また、訓練は繰り返し実施し、疑似体験をさせ、行動を確認することが重要であると

考える。

- ・ 監視カメラは、テロが起こった際に早期の犯人逮捕に繋がることから、次のテロ対策の防止には役立つものとする。
- ・ 監視カメラの設置など、テロを起こさせにくい環境整備は重要である。

<その他>

- ・ 今回の政策レビューの範囲からは外れるが、国土交通省だけではなく、例えば税関を含めて空港、港湾全体として、テロ対策が有効に機能しているのか検証する仕組みが必要である。